



(仮称)新川圏域児童発達支援  
センター建設事業について

2022年7月20日(水)

社会福祉法人魚津市社会福祉協議会

# 1. これまでの経緯

## ●令和2年3月 魚津市公共施設再編方針(改訂版)

「つくし学園の建替えや再配置の必要性について、近隣市町及び県と協議を進め、方針を示す。」  
「整備や運営については、民間活力の活用も視野に入れながら行う。」

## ●令和2年9月7日 魚津市議会9月定例会における質問・答弁

つくし学園の建て替え・再配置、医療環境の状況、近隣市町との連携による施設建設等について→  
民間による施設整備、医療ケア児に対する適切な環境整備、近隣市町村と協議していくことを答弁。

## ●令和3年1月23日 保護者説明会

市当局より保護者に対して、「市立」から「民設民営」に移行すること、現在地とは別の場所が望ましいことを説明される。

## ●令和3年7月20日

魚津市社会福祉協議会令和3年度第3回理事会において、新たな児童発達支援センターの建設・運営主体となるべく準備を進めていくことへの了解を得る。

## ●令和3年8月12日

市当局より上野方地区に対して、つくし学園の移転に関する地元説明を行う。

## ●令和4年3月1日

魚津市議会3月定例会において「旧上野方小学校跡地を活用した児童発達支援センター整備(案)」について説明がなされる。

## ●令和4年4月12日

「新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備事業者公募要領」の公表

## ●令和4年6月6日

提案書プレゼンテーション審査

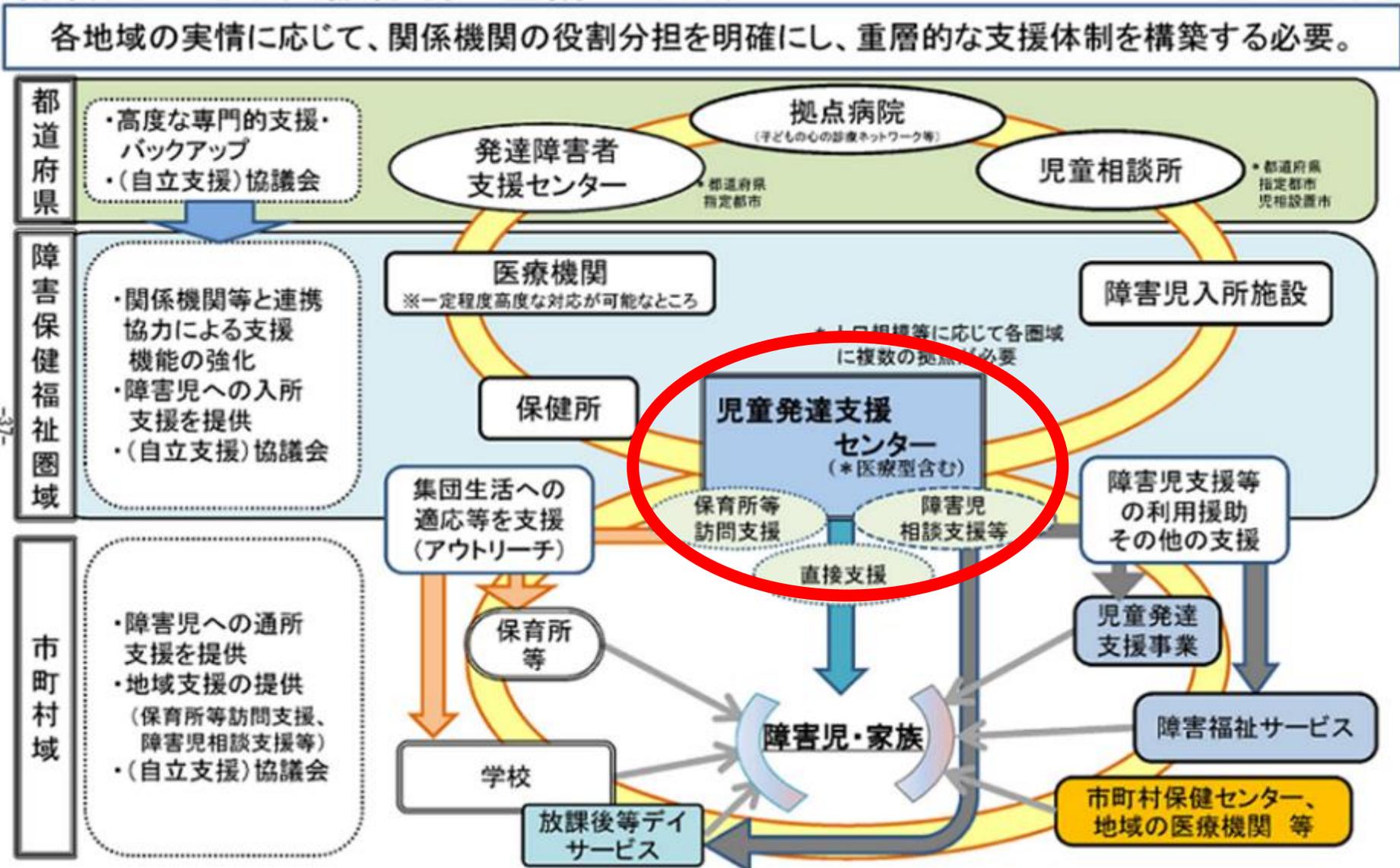
## ●令和4年6月10日

審査結果通知(社協が整備運営事業者の優先交渉権者となる。)

## 2. 魚津市立つくし学園の沿革

- 昭和49年4月 知的障害児通園施設として設置
- 平成16年4月 **魚津市社会福祉協議会 事業受託**  
社協職員として保育士を採用  
魚津市職員(保育士)を中心に運営
- 平成20年4月 **指定管理者制度による事業開始**
  - ・第1回目 平成20年度から平成24年度(5年間)
  - ・第2回目 平成25年度から平成29年度(5年間)
  - ・第3回目 平成30年度から令和2年度(3年間)
  - ・第4回目 令和3年度から令和5年度(3年間)
- ★平成24年4月 児童福祉法改正
- ★平成25年4月 児童発達支援センターとして事業開始

### 3. 障がい児の地域支援体制の整備イメージ



出典:厚生労働省HP

# 4. 支援内容の提案



## I. 基本理念

障害児支援の基本理念 ~厚生労働省『児童発達支援ガイドライン』より~

- ① 障がいのある子ども本人の最善の利益の保証
- ② 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- ③ 家族支援の重視
- ④ 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

### 魚津市社会福祉協議会が考える基本理念【3つのキーワード】

#### ■発達支援

▷ひとりの子どもとしての育ちを支えるため、気づきの段階から、障がいの種別にかかわらず、本人の意思を尊重し、最善の利益を考える

▷可能な限り、地域の保育・教育等の支援を受けられるように導くとともに、地域で生きる仲間づくりを支援

#### ■家族支援

▷思い描いていた子育てとの違いに戸惑いと不安を抱く保護者の思いに寄り添い、子育ての楽しさを共に感じ、地域での暮らしに希望がもてるよう、丁寧に支援

#### ■地域支援

▷専門的知識・技術に基づく支援が地域で展開できるような支援体制づくり

▷ライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する体制づくり

## 4. 支援内容の提案

### Ⅱ. 具体的な支援内容①



## 『児童発達支援事業』

身近な地域で障がいのある児童の通所支援専門施設として、発達段階や特性に即した支援を提供し、遊びや興味の幅を広げ、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

### ▷通園部門

子ども達の日々の通園において発達支援を行います。

### ▷親子療育部門

保護者とともに小グループでの発達支援を行います。(現在はりんご教室として実施)

## 4. 支援内容の提案

### Ⅱ. 具体的な支援内容②



### 『保育所等訪問支援事業』

保育所等を訪問し集団生活に  
適応しにくい児童、また、対応  
に苦慮している職員に対して、  
専門的な支援を実施します。

## 4. 支援内容の提案

### Ⅱ. 具体的な支援内容③



### 『障害児相談支援事業』

障がいのある児童の自立に向け、児童及びその保護者の抱える悩みや課題の相談にのり、その課題やニーズに沿った適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を実施します。

## 4. 支援内容の提案

### Ⅱ. 具体的な支援内容④



### 『医療的ケア児への対応』

医療的ケアを必要とする子ども達への対応が重要な課題です。

平成29年度より、つくし学園へ看護師を配置し、医療的ケア児に対する発達支援、相談支援を行ってきました。

令和3年度からは看護師1名を増員し、人工呼吸器を装着する子どもを受け入れました。

## 4. 支援内容の提案

### Ⅱ. 具体的な支援内容⑤



### 『居宅訪問型児童発達支援事業』

令和3年12月より『居宅訪問型児童発達支援事業』を実施し、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障がい児を対象に、自宅での療育・発達支援を提供する体制を整備しました。

## 4. 支援内容の提案



### Ⅱ. 具体的な支援内容【その他】

#### ●新川圏域の障がい児の受入れ

障害児福祉計画により、児童発達支援センターは市町村若しくは障害福祉圏域に1カ所整備することが目標とされました。

圏域内自治体の障害児福祉計画には、現在の魚津市立つくし学園がその機能を担うことが明記されています。

新たな児童発達支援センターの整備・運営を希望する当法人は、『**社会福祉協議会**』の強みを最大限活かし、**圏域内の社会福祉協議会とも連携し、地域で暮らしていくための切れ目のない支援を提供していきます。**

#### ●送迎バスの運行

- ▷通園バスには職員2名が乗車し、子ども達の安全を確保するとともに、通園時間を有効に活用した発達支援を行います
- ▷現在使用しているバスの老朽化に伴い、新車の調達を検討します

## 4. 支援内容の提案

### Ⅲ. 給食について



- 安全な食事提供を行うため、食物アレルギー対策を徹底
  - ▷園児の体調確認、主治医の診断書や緊急時対応など、きめ細かな情報収集を行います。
  - ▷アレルギー児への食器の使い分け、給食時の座席配置等、保育士・調理員等すべての職員が確認できる体制とします。
- 一人ひとりの発達状態に応じた食事支援
  - ▷一人ひとりの園児に応じた食事提供に加え、発達特性を理解したうえで食事の段階を進める支援を行います。
  - ▷野菜を育てる、調理を体験するなどの療育活動と連携した食育を実施します。



- 研修会への参加と組織内研鑽
  - ▷市の調理員研修会に積極的に参加します。
  - ▷毎月1回、管理責任者、調理員等による給食会議を開催し、献立内容、調理方法などを検討します。

## 4. 支援内容の提案



### IV. 安全・衛生管理について

#### ●施設・設備の安全確保

園外への飛び出し行動を防ぐため、日頃から閉門・施錠による安全管理に努めるほか、異食による事故防止のため、園内の掃除・消毒等を徹底します。

#### ●病気や怪我等の対応

対応マニュアルに従い、応急手当を適切に実践するとともに、定期的に応急処置訓練を実施します



#### ●感染症対策

「手洗い」「おむつ交換」「嘔吐」などの対処方法を定め職員に周知徹底します。  
また、調理に携わる職員は、月に2度の検便・ノロウィルス検査を実施します。  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調管理・消毒を徹底するほか、行事で密とならないよう配慮します。

#### ●防犯対策

不法侵入者やその他の緊急事態に備えた防犯対策マニュアルに従い、防犯設備の点検や訓練を実施します。

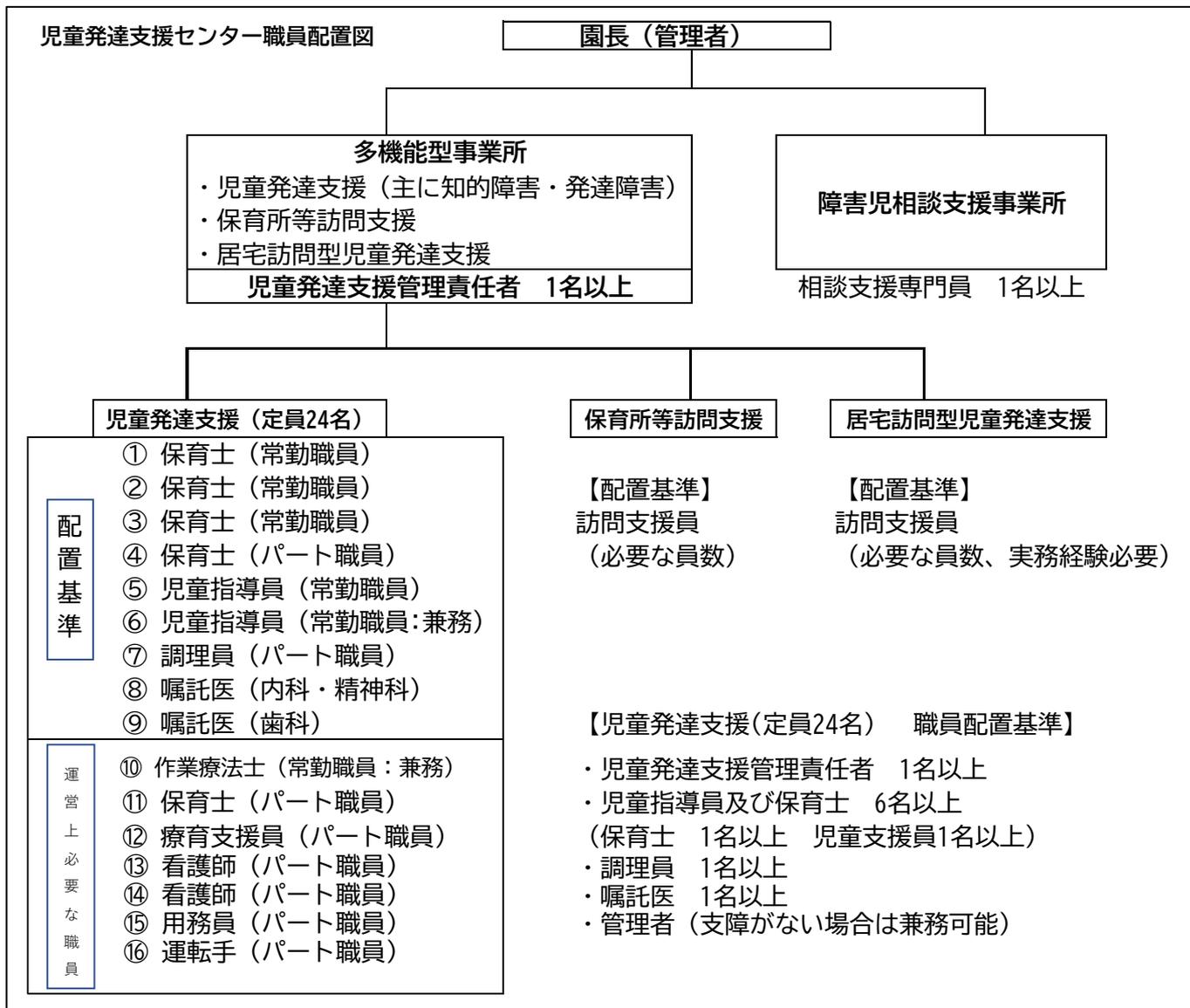
#### ●避難訓練・交通指導

消防署指導のもと、月に1度、避難訓練を実施します。  
また、交通指導も月に1度実施します。



# 4. 支援内容の提案

## V. 職員の確保・配置計画について



●必要な人員を確保しつつ、より効率的な運営ができるよう人員体制を整えます。

●人員確保を法人全体でとらえ、安定的なサービス提供と持続可能な組織運営を目指します。

●相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、強度行動障害支援者要請研修、医療的ケア児等コーディネーター研修などの資格取得に係る研修について、法人として参加体制を整備します。

## 4. 支援内容の提案



### VI. 職員の育成・研修計画について

#### ●園内研修の充実

新規採用職員にはOJT担当職員を配置し、日常の職務を通じてともに成長する機会をつくります。また、支援の質の向上に向けた事例検討会や園内研修を定期的を開催します。



#### ●法人全体での職員研修

虐待防止に関する研修会を法人全体で開催します。  
また、事業所合同事例検討などを開催し、地域で暮らすことのイメージづくり、ライフステージを意識した支援方法について学びます。



#### ●外部研修会への積極的な参加

富山県知的福祉協会、富山県児童発達支援センター連絡協議会へ加入し、さまざまな情報収集と研修参加を行います。

## 5. 保護者対応の提案



### ●家庭訪問や個別面談による丁寧な相談支援

日々の連絡帳、送迎時における保護者との会話を大切にし、保護者の思いに寄り添います。4月に家庭訪問、5月・10月・3月には個別面談を実施します。

### ●保護者参加行事の開催

家族だけでは体験しにくい外出活動など、児童発達支援センターの行事として実施します。また、保育参観は年2回開催し、子ども達の普段の様子を見てもらうほか、希望される場合はいつでも参観に対応します。

### ●保護者会等の交流事業実施

保護者の理解のもと、保護者会を設立します。また、保護者同士の仲間づくりの場として「おしゃべりカフェ」を開催します。

### ●保護者アンケートの実施

「児童発達支援ガイドライン」に基づき、保護者評価、自己評価を年1回実施します。また、行事ごとに保護者アンケート調査を実施し、保護者ニーズを大切にしたいセンター運営に努めます。



## 6. 情報管理などの提案



児童発達支援センターは**極めて機密性の高い情報資産を有することから「社会福祉法人魚津市社会福祉協議会個人情報保護規程」の遵守するほか、以下の対策に取り組めます。**

### ●物理的なセキュリティ対策

事務エリアの入退室管理、PC等の移動制限、配置の工夫を徹底します。

### ●人的なセキュリティ対策

情報セキュリティポリシーの遵守、セキュリティ対策研修の実施、事故があった際の報・連・相に取り組めます。

### ●技術的なセキュリティ対策

バックアップ、電子メールのルール徹底、ウェブ閲覧制限、不正プログラム対策ソフトウェアの導入に取り組めます。



### ●プライバシーの保護

園だより等への写真掲載、報道機関への写真提供について、毎年、保護者への意向確認を行います。

## 7. 自主事業の提案

### ●療育等支援事業

障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育・相談機能の充実を図り、各種福祉サービスの提供援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)とその家庭の福祉向上を図ります。

#### (1) 訪問療育等指導事業<巡回相談>

希望に応じて、在宅障がい児(者)の家庭や地域を巡回することにより、各種相談・指導を行います。

#### (2) 外来療育等指導事業

在宅障がい児(者)及び保護者に対し、外来により各種相談・指導を行います。

#### (3) 施設支援療育等指導事業

障がい児通園(デイサービス)事業及び障がい児保育を行う保育所職員に対し、療育に関する技術指導を行います。



### ●医療的ケア児等交流促進事業

医療的ケア児等の相互交流、保護者相互の交流や意見交換が行えるよう、交流会を開催します。



# 8. 施設整備について



## ●施設の概要(つくし学園との比較)

	新たな児童発達支援センター	つくし学園
構造	木造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
床面積	548.99㎡	280.00㎡
敷地面積	約2,400㎡	1,007㎡+286㎡(駐車場)
利用定員	24名程度(公募要領より)	20名

## ●施設の配置





上野方公民館

やまだ商店  
文房具店

大海寺新本町線

332

野方保育園

約40m

約60m

Google

## 8. 施設整備について



### ●立地の活用、周囲への配慮、送迎車両の対応など

- (1) 当該敷地は県道に面し、旧小学校グラウンドの一部は引き続き活用される見込みです。多くの皆様に児童発達支援センターの存在を知っていただける好機と捉え、誰もが身近に感じてもらえるような施設を目指します。(園庭がオープンとなるような配置)
- (2) 子ども達の日々の通園をより楽しく、また、保護者等が安心して相談に訪れていただけるよう、明るい雰囲気の外観、のびのびと活動できるスペースを確保します。
- (3) 上野方地区の景観にマッチするよう、木材をふんだんに活用した温かみのある施設とします。
- (4) 施設への出入りは、現時点で市道石垣新大海寺線からを予定。送迎車両や職員駐車場のスペースを広く確保し、敷地内の動線をよりスムーズにします。

⇒地域社会に開かれた施設とすることを意識



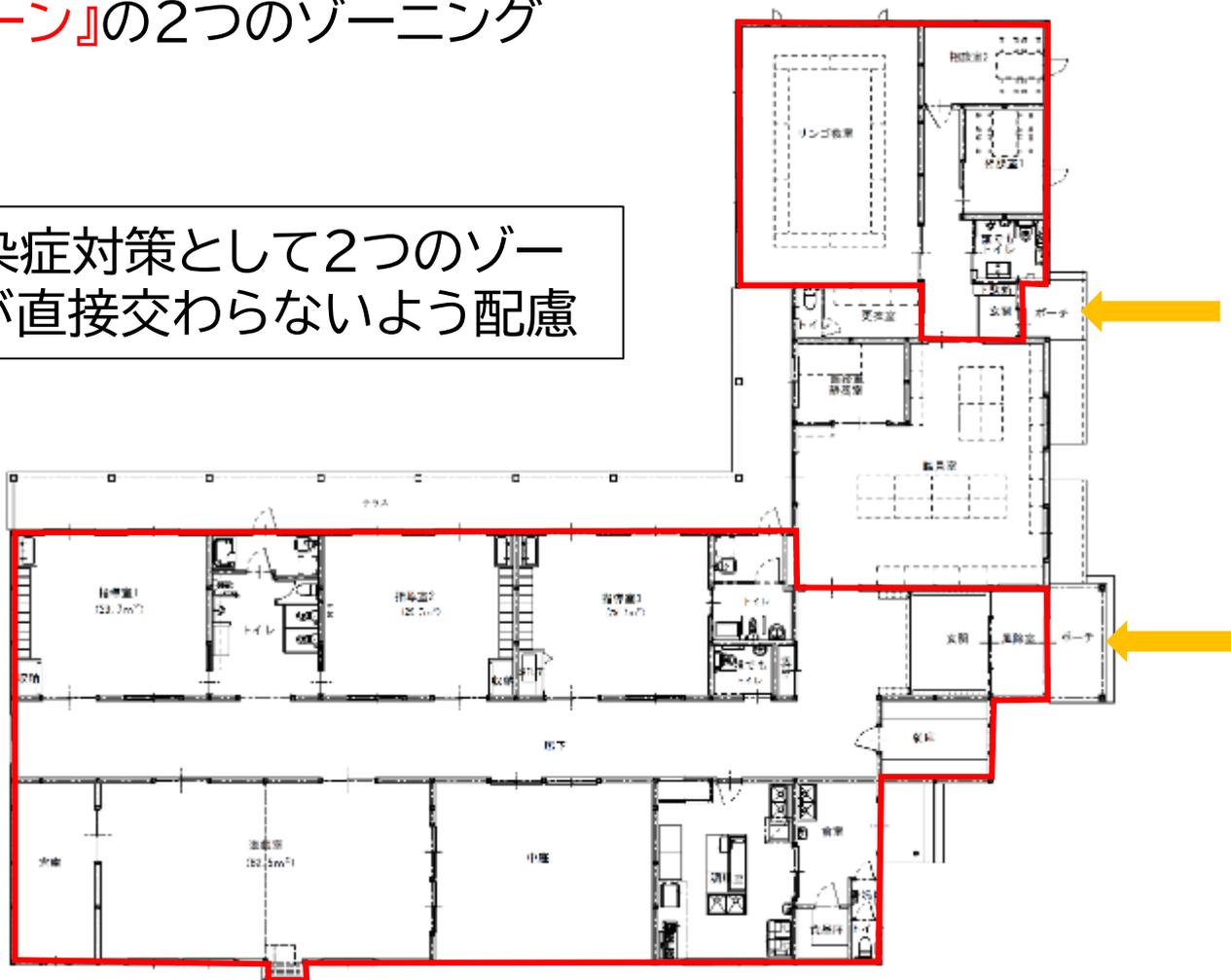
## 8. 施設整備について



### ●建物の特徴、独自の創意工夫や提案内容など

- (1) 障がいのある子どもの発達支援のための『発達支援ゾーン』と、相談対応やグループ療育の場である『障がい児相談支援・療育支援ゾーン』の2つのゾーニング

感染症対策として2つのゾーンが直接交わらないよう配慮



## 8. 施設整備について



### ●建物の特徴、独自の創意工夫や提案内容など

- (2) 子どもの緊急を要する排泄・体調不良に対応するため、それぞれの指導室の近くに**トイレと汚物処理施設**を配置
- (3) 遊戯室を**中庭**に面する配置とし、中庭はプール活動等に活用
- (4) 指導室と園庭の間に**屋根付テラス**(適度な採光)
- (5) 指導室、遊戯室、りんご教室に**床暖房**整備
- (6) **指定福祉避難所**となることを想定し、遊戯室を60㎡超とし、また遊戯室は2部屋に区切れるよう間仕切りを設置
- (7) 元々の高低差(のり面)を園庭築山として活用
- (8) 子どもの特性、防犯面に配慮し、周囲に**フェンス**を配置
- (9) 屋根に**太陽光パネル**(5KW程度)を整備



